

基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり

施策の方向1 情報の提供

【施策の方向のポイント】

高齢者や障害者をはじめ、支援を必要とする人が、自分に適したサービスを自らの意思で選択できるようにするためには、誰でもわかりやすく利用しやすい情報の提供が求められます。本市では、「市民便利帳」や「福祉のしおり」等を作成するとともに、広報いちかわを利用した広報活動、インターネットの活用による福祉情報の提供・啓発を行っています。今後とも、インターネットや広報いちかわ等のさまざまな媒体による情報の提供・啓発を進め、市民が地域福祉に関して必要な情報をいつでも入手し利用できる体制づくりを図ります。

【役割分担】

自 助

- ・地域住民自らが情報を得る努力をする。
- ・情報提供の媒体を知っておく。

互助・共助

- ・自治（町）会の掲示板や回覧板を活用して情報を提供する。
- ・集会やイベント等を通じて情報を提供する。

公 助

- ・様々なツールを活用し、市民へ情報を提供する。
- ・情報の受け手にとって分かりやすい情報提供を実施する。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	1. 地域福祉に関する情報発信 〔福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課〕
事業概要	市公式 Web サイト・広報誌・チラシ等により、福祉に関してわかりやすい情報を発信します。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○介護保険制度に関する情報の提供 ○介護サービス事業者ガイドブックの作成と市民への配布
市川市子ども・子育て支援事業計画	○子育てガイドブック ○子育て応援サイト事業

施策の方向 2 地域における相談支援・生活支援の充実

【施策の方向のポイント】

高齢者・障害者・子育て家庭等、さまざまな人に対し、包括的・総合的な相談支援ができるよう環境づくりをします。また、必要とする方が、日常生活支援を受けることができるよう、体制の充実を図ります。

【役割分担】

自 助

- ・悩みごとについて、ひとりで悩まず相談する。
- ・最寄りの相談窓口を知るように努める。

互助・共助

- ・地区社会福祉協議会は、民生委員・児童委員等と積極的に連携して地域の身近な相談窓口の充実を図る。
- ・高齢者・障害者・子育て等の分野の地域の関係機関と連携していく。
- ・「お互いさま事業」*の実施に向け検討を進める。

公 助

- ・地域とのネットワークを強化し、各分野の関係機関がスムーズに対応できるようにする。
- ・対象者別の総合相談窓口があることを周知するとともに、地域との連携を図っていく。
- ・包括的・総合的な相談支援ができるよう体制づくりをする。
- ・多様な担い手による多様なサービスの充実を図っていく。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	2. 相談支援体制の整備 〔福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課、 障害者支援課、生活支援課、子育て支援課、発達支援課〕						
事業概要	相談支援について、分野を横断した連携を強化し、包括的・総合的な相談支援が行えるよう体制づくりを進めます。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
包括的・総合的 相談支援に係る 指針の策定・運用	—	指針の 策定	指針に 基づく 実施	指針に 基づく 実施	指針の 見直し	指針に 基づく 実施	指針に 基づく 実施

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○高齢者サポートセンターの機能強化と 相談窓口の充実
第3次いちかわハートフルプラン	○相談支援グループスーパービジョン ○障害児者相談支援ガイドライン研修
市川市子ども・子育て支援事業計画	○子ども家庭総合支援センター事業 ○家庭児童相談事業 ○こども発達相談室事業

施策の方向 3 地域医療・福祉の充実

【施策の方向のポイント】

一人ひとりの市民が住み慣れた地域でできる限り暮らし続けることを支援するため、医療と福祉の連携による在宅医療の促進を図ります。

また、休日や夜間等、市民が緊急に診察・治療が必要となった場合でも安心して医療サービスを利用できるよう、救急医療知識の普及啓発や身近な地域の急病診療所機能の充実を目指します。

今後、増加が予測されている認知症は誰もがかかる可能性のある病気です。早期診断・早期対応を実現し、認知症の人やその家族を支援する体制を整えるとともに、地域住民の認知症に対する知識の普及啓発の促進を図ります。

【役割分担】

自 助

- かかりつけ医を持つ。
- 在宅医療や介護保険制度の概要を知るとともに、自分の住む地域の診療所や病院、介護サービス事業所等を把握する。
- 人生の最終段階の過ごし方を考える。
- 在宅医療について認識を深める。

互助・共助

- 在宅医療について周知する。
- 医療機関は在宅医療を推進する。
- かかりつけ医や市川市医師会地域医療支援センターは、在宅医療に関する相談を受ける。

公 助

- 在宅医療の普及啓発を図る。
- 緊急時の医療体制の整備と周知を推進する。
- 在宅医療や福祉に関する相談体制を整える。
- 医療と福祉の連携を図る。
- 認知症に対する理解が深まるよう、市民に啓発する。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市健康増進計画 健康いちかわ21	<ul style="list-style-type: none"> ○急病診療所等運営事業 ○急病医療情報案内 (あんしんホットダイヤル) 事業
市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応等の検討 ○認知症を理解するための啓発活動
第3次いちかわハートフルプラン	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業 ○医療的ケアに関する研修

施策の方向 4 権利擁護と見守り体制の充実

【施策の方向のポイント】

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者、子ども等が必要な支援を受けることができず、権利を侵害されることがあります。本市では現在、支援が必要な人への地域での積極的な見守り活動が展開されています。

地域で生活する判断能力が十分ではない人々の権利を擁護し、自らの能力に応じて自立した生活を送ることができるよう、見守り活動に関係する職員に対して、専門機関や県などが実施する研修会への参加を促します。また、本市主催の研修も実施し、地域住民及び関係機関の対応能力の向上を図ります。

【役割分担】

自 助

- 地域の見守り活動へ積極的に参加する。
- 隣近所の異変に気づいたら、民生委員・児童委員や行政に連絡する。
- 認知症について理解を深める。
- 日常生活自立支援事業と成年後見制度について知る。
- 市民後見人制度を知る。

互助・共助

- 福祉サービスを必要とする人に制度の案内及び行政への連絡を行う。
- 民生委員・児童委員を中心とした見守り活動を充実させる。
- 介護や子育ての悩みを聞く場を確保する。
- 認知症に関する正しい知識と理解を得られる研修会を開催する。
- 成年後見制度や市民後見人の認識を深めるための研修を開催する。

公助

- ・緊急通報装置（あんしん電話）の普及に努める。
- ・高齢者、障害者、子ども等への虐待に対応し、相談窓口の周知等を通して防止に努める。
- ・認知症に関する正しい知識と理解の普及・啓発を行う。
- ・成年後見制度利用支援事業の推進を図る。
- ・日常生活自立支援事業と成年後見制度のPRを行い、利用の促進を図る。
- ・成年後見制度の活用を促進するため、後見センターの設置を目指し、成年後見制度利用と後見支援の基盤づくり（成年後見制度に関する一連の手続きの支援、後見人養成（市民後見人）及び活動のバックアップ等）を推進する。
- ・成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画の策定の検討を行う。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	3. 成年後見制度利用支援事業 〔介護福祉課、障害者支援課〕						
事業概要	知的障害や精神障害及び認知症などの理由で判断能力が十分でない人が成年後見制度を活用するためのPRや啓発活動、相談支援等を行います。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
①相談件数	1,327	1,460	1,460	1,460	1,570	1,570	1,570
②PR・啓発活動の実施回数 (研修開催数)	8	10	10	10	12	12	12

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○高齢者虐待への対応
第3次いちかわハートフルプラン	○障害者虐待防止センター ○障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議
市川市子ども・子育て支援事業計画	○子どもの権利保障啓発事業 ○要保護児童への支援事業 (要保護児童対策地域協議会)

施策の方向5 サービスの質の向上

【施策の方向のポイント】

福祉サービスの利用者が安心してサービスを選択、利用するためには、事業所情報の開示や苦情解決、第三者評価等の取組を進め、サービスの質の向上を図る必要があります。サービス提供事業者自身による取組に加え、評価の必要性の周知や利用者からの相談に対応するなど、本市としての取組を進めます。

【役割分担】

自 助

- 福祉サービスの正しい利用方法や仕組みを学ぶ。
- 意見や苦情をきちんと伝える。
- 事業者の選択は慎重に行う。

互助・共助

- 利用者のサービスを選択するために必要な情報を公開する。
- 苦情解決のための窓口を設置する。
- 利用者ニーズや満足度を把握するための調査や、県の第三者評価制度を積極的に活用し、サービスの質の向上に取り組む。
- 利用者家族や地域住民との交流機会を設け、開かれた事業経営を行う。

公 助

- 福祉サービスに関する市民からの相談を通して、事業者の育成・指導を行い、質の改善に努める。
- 市民が安心してサービスを選択して利用できるように、県の第三者評価制度を周知する。
- 事業者の資質向上のための研修会等を実施する。
- 地域密着型サービス等を提供する事業者が、事業の適切な運営や利用しやすいサービス提供ができるよう、指導及び監督を行う。
- 市民等意向調査の実施等により、市民の意向の把握に努め、事業の改善に努める。
- 行政評価の実施により、目標の達成度や費用対効果を客観的に把握し、サービスの提供方法やサービス主体について、事業の改善を図る。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	4. 福祉サービス苦情解決事業 〔子育て支援課〕
事業概要	本市が所有する福祉施設での利用者の苦情解決を行うため、各福祉施設に苦情解決責任者、担当者を置き、苦情解決に努めます。また、苦情の解決を中立かつ公平に行うため、第三者委員を選任します。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○ケアマネジメント等の適正化 ○介護サービス事業者に対する指導・監督に関する取組
第3次いちかわハートフルプラン	○相談支援グループスーパービジョン（再掲）
市川市子ども・子育て支援事業計画	○保育園の第三者機関評価事業 ○発達障害の理解と支援のための研修

施策の方向6 福祉コミュニティの充実

【施策の方向のポイント】

地域福祉の発展のためには、身近な地域で地域住民同士が支え合い、助け合いながら活動を展開することが必要です。本市では、身近な地域における助け合い活動の充実のため、地域ケアシステム推進事業やコミュニティワーカーの配置を中心とした取組を進めており、地域において支援を必要とする人に対する支え合いの輪を広げ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる福祉コミュニティを目指します。

また、身近な地域での住民同士の交流を深め、地域福祉活動を充実させるため、地域住民の自治（町）会への加入促進に努めます。

【役割分担】

自 助

- ・ 日常の散歩やゴミ出し、出勤時や地域の行事等の際に挨拶をする。
- ・ 自治（町）会等に参加し、自分が住む地域の活動に参加する。
- ・ サークルや趣味の会、ボランティア活動等に参加し、多様なつながりをつくる。

互助・共助

- ・ 自治（町）会や地区社会福祉協議会等で、顔見知りの地域づくりに取り組む。
- ・ 世代を越えて参加できる、楽しく参加できる季節の行事や祭り等の行事を開催する。
- ・ 市民同士で活動・イベント等に誘い合う。
- ・ 自治（町）会や地区社会福祉協議会等は、活動や出会いのきっかけとなる場の情報を地域に発信する。
- ・ 地区社会福祉協議会は、市川市社会福祉協議会やコミュニティワーカーを周知する。
- ・ 民生委員や地域住民による日常的な見守り活動を行う。

公 助

- ・ 市民自治組織の健全な発展と活発なコミュニティ活動を支援するため、自治（町）会活動、地区社会福祉協議会の活動に対する支援を行う。
- ・ 高齢者クラブ等の活動支援を通じて高齢者の交流活動を支援する。
- ・ 市民の誰もが参加しやすく、交流できる機会と場の提供をするとともに、生きがいや仲間づくりを促す生涯学習の機会や交流の場を充実する。
- ・ コミュニティワーカーや地域ケアシステム等、福祉コミュニティに関する各種施策を周知する。
- ・ 多世代の地域住民の交流の機会となる総合型地域スポーツクラブの育成を図る。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	5. 地域ケアシステム推進事業 〔地域支えあい課〕
事業概要	地域住民が主体となり、世代や分野を越えた地域課題を解決するためにサロン活動や見守り・個別支援を実施しています。地域で誰もが安心して自立した生活が送れるよう、今後益々重要となる地域における支え合い活動の更なる発展に向けた取組を促進します。

事業名 〔所管課〕	6. コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）の配置 〔地域支えあい課〕
事業概要	地域における支え合い・助け合い活動の充実を図るため、活動について地域住民と一緒に考え、地域住民の取組を支援するコミュニティワーカーを配置します。また、コミュニティワーカーが専門職としての機能を果たせるよう適正な配置を検討します。

事業名 〔所管課〕	7. 学校と地域の連携推進 〔教育政策課、学校地域連携推進課、福祉政策課、地域支えあい課〕
事業概要	「地域とともにある学校」づくりを目指し、学校の学習や行事・地域の行事における相互交流などを通して、学校と地域が円滑に連携できるよう必要な支援を行います。

事業名 〔所管課〕	8. 自治（町）会の加入促進 〔地域振興課〕
事業概要	他市区町村からの転入者等へのパンフレットの配布、市民まつり・行徳まつり等のイベント時の啓発活動により、自治（町）会の加入を促進します。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○高齢者クラブの活性化
第3次いちかわハートフルプラン	○福祉の店運営支援事業 ○里見祭ハートフルツアー
市川市子ども・子育て支援事業計画	○ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）
市川市スポーツ振興基本計画	○総合型地域スポーツクラブの育成

***コラム* 地域ケアシステム**

近年、少子高齢化、核家族化の進行等により、人間関係が希薄化し、地域では昔からあった「向こう三軒両隣」など隣近所との付き合いや隣近所で助け合うといった場面も少なくなってきました。

このため、地域で支え合う新たなつながりや必要なサービスが総合的に提供される仕組みづくりが必要になり、地域を再生し、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して生活を続けられるための仕組みとして、平成13年度から本市独自の事業として「地域ケアシステム」がスタートしました。

地域ケアシステムは、市内14の小域福祉圏において、地域住民が中心となって創設された「地区社会福祉協議会」が活動の主体となって取り組んでいます。地域ケアシステムの活動を推進するため、「地域での支え合い」「身近な場所での相談」「行政の組織的な受け皿体制（行政による支援体制）」という3つの基本的な考え方に基づき、地域課題の話し合い、活動拠点での相談、情報の収集・発信等、地域住民や行政等が協働して福祉コミュニティの充実を図るためさまざまな取組に挑戦しています。

地域ケアシステムの活動が活発になる中で、活動の場や担い手の確保、地域とのつながり・ネットワーク化、さらには引きこもりがちなひとり暮らしの高齢者や障害者への支援、災害時要援護者対策等、さまざまな課題が明らかになってきました。

地域ケアシステムの創設から17年が経過しましたが、その役割は、ますます重要性を増しています。地域の間人間関係が希薄になる中で、高齢者に限らず支援を必要とする人を孤立させないために、「地域の輪の中に受入れ、支え合う仕組み」を地域住民自身でつくるのが地域ケアシステムです。

***コラム* コミュニティワーカー**

コミュニティワーカーとは、地域住民が安心して暮らしていけるよう、地域での支え合い・助け合い活動を一緒に考え、地域住民の取組を応援する役割を持つ地域福祉の専門職です。市川市では4名を配置しており、14地区を分担しながらそれぞれの担当地区において、地域における担い手の養成、サービスの開発、関係者間のネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングする取組等を実施することで、地域ケアシステムの充実を目指しています。

なお、コミュニティワーカーは介護保険制度の生活支援コーディネーターとして活動していますが、取組の実施は本市が市川市社会福祉協議会に委託しており、市川市社会福祉協議会のわかちあいプランに基づく地域の取組と一体となって、本市の地域福祉の発展に向けた取組を行っています。

【主な活動内容】

- 地域ケアシステムの運営支援
- 地域住民の支え合い、見守りネットワーク構築の支援
- 地域福祉の担い手の発掘や養成
- 地域ニーズの発見システムの構築の支援
- 新たな福祉活動の開発や活動の支援
- 行政や関係機関との連絡調整
- サロン活動づくりの相談、サロン活動の支援

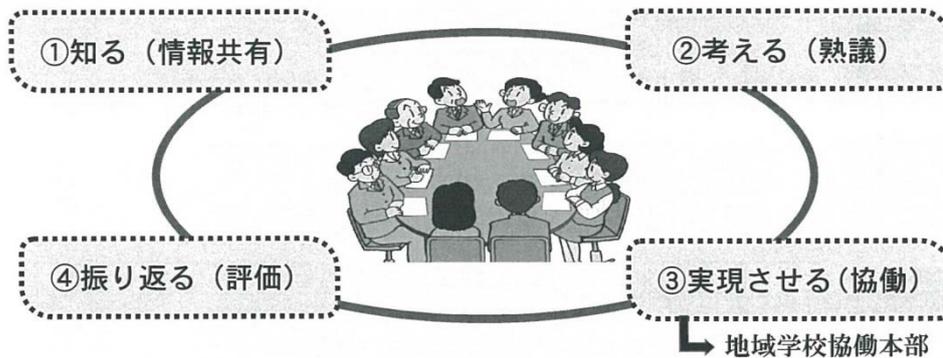
コラム 「地域とともにある学校」づくり

「地域とともにある学校」づくりを目指す仕組みの1つとして、学校運営協議会があります。

学校運営協議会とは、家庭・学校・地域・行政がともに手を携えて学校運営に参画し、一体となって質の高い教育を提供するためのもので、学識経験者・園長及び校長・教職員・保護者・地域住民・学校支援コーディネーターなど15名以内の委員で学校運営に関する協議や意見交換を行います。

そして、地域住民・団体等がネットワーク化した「地域学校協働本部」が、学校と地域の協働活動の実現に取り組みます。

【協議の流れ】



学校運営協議会を設置している学校を「コミュニティ・スクール」といいます。本市ではモデル校を設置して、コミュニティ・スクール導入に係る研究を進めており、平成29年度のコミュニティ・スクール研究校は下記のとおりです。

- 第一中ブロック〔市川小学校／国府台小学校／中国分小学校／第一中学校〕
- 第四中ブロック〔中山小学校／若宮小学校／第四中学校〕
- 第六中ブロック〔鬼高小学校／稲荷木小学校／第六中学校〕
- 第八中ブロック〔平田小学校／鶴指小学校／大和田小学校／第八中学校〕
- 福栄中ブロック〔南新浜小学校／福栄小学校／福栄中学校〕
- 塩浜学園（平成28年度より継続）

施策の方向 7 地域における防災体制充実の推進

【施策の方向のポイント】

大規模災害発生時の被害を小さくするため、平時においても、防災訓練を実施するなど顔の見える関係づくりが重要です。

市民等意向において、「地震や災害などが起きた場合の不安感」について9割を超える方が何かしらの不安を感じる中、「ほとんど近所づきあいはない」方の割合が平成23年から増加していることや、「防災訓練への参加」が1割を下回っていることから、市民の防災意識の向上が求められます。

本市は避難行動要支援者名簿、減災マップ・洪水ハザードマップを使用し、市民の防災意識の向上を図るとともに、市総合防災訓練などの防災訓練や小学校区防災拠点協議会*との連携を通じて、顔の見える関係づくりを基礎とした地域の防災体制が充実するよう推進に努めます。

【役割分担】

自 助

- ・市や地域の防災訓練に参加する。
- ・防災等に関する情報取得手段を確保する。
- ・日頃から安全な避難ルートを確認しておく。
- ・災害時の家族の連絡方法を決めておく。
- ・非常持出袋の準備や医薬品・飲料水等の備蓄をしておく。

互助・共助

- ・日頃から声かけや見守りをする。
- ・避難時に支援が必要な方について把握し、その理解に努める。
- ・防災訓練を実施する。
- ・地域において避難方法や支援方法の情報を共有する。
- ・防災体制づくりにおいて自治（町）会や民生委員に協力する。

公 助

- ・避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の把握に努める。
- ・避難行動要支援者名簿の活用体制の整備に努める。
- ・市総合防災訓練を実施する。
- ・減災マップ、洪水ハザードマップを配布するなど市民の防災意識向上を推進する。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	9. 避難行動要支援者対策事業 〔地域支えあい課、介護福祉課、障害者支援課〕						
事業概要	<p>災害の発生、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」を把握し、避難の支援等を実施するための名簿を作成します。</p> <p>また、制度の改正に伴い、「地域全体で助け合う『共助意識』」、「支援を受けるため自ら地域とつながりを持つ『自助意識』」の向上を推進し、「避難行動要支援者名簿」を活用したいと考える避難支援等関係者へ提供する体制整備をします。さらに、平時における地域のつながりを促進します。</p>						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
新制度施行後の 名簿登録者数の 増加率 (対平成30年度比)	—	新制度 施行年度 の名簿 登録者数	+3%	+5%	+7%	+9%	+10%

事業名 〔所管課〕	10. 福祉避難所* 〔福祉部〕						
事業概要	<p>災害発生時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方の生活環境が確保されるよう、円滑な利用の確保等の体制整備に努めます。</p>						

【この施策の方向の関連計画】

計画名
市川市地域防災計画

施策の方向 8 ボランティア・NPO活動の推進

【施策の方向のポイント】

市内では、社会福祉協議会や自治（町）会といった地縁型の団体に加え、ボランティア団体やNPO団体が地域福祉の担い手として積極的に地域福祉活動を展開しています。福祉コミュニティの強化のため、本市はボランティア・NPO活動に関する市民へのPRを効果的に行います。

【役割分担】

自 助

- ・活動に参加する一人ひとりが主体的に、団体間、活動間のつながりづくりの活動を行う。
- ・地域でのイベントに率先して参加する。
- ・ボランティアの重要性や支え合いの大切さなどを理解する。
- ・地域の一員として、できる範囲で、ボランティア活動に参加する。
- ・各種講座や研修会に積極的に参加する。

互助・共助

- ・市川市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会が中心となり、地域福祉活動を推進する。
- ・地域で活動するさまざまな団体が相互に交流する機会を設ける。
- ・ボランティアをしている人や団体等の人材育成や困りごとに対する支援を行う。

公 助

- ・地区社会福祉協議会の活動の充実を支援する。
- ・ボランティア団体やNPO団体を市民へ周知する。
- ・ボランティアが生まれる環境を整備する。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	11. ボランティア・NPO活動に関する情報提供 〔ボランティア・NPO課〕
事業概要	市公式 web サイト及び広報誌等により、市内外で活動するボランティア・NPO等市民活動の情報を提供します。情報誌は年3回発行し、施設、学校等に配布しています。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市子ども・子育て支援事業計画	○いちかわ子育て支援ボランティア養成事業 ○中高年ボランティア事業（保育園）

施策の方向 9 快適空間のあるまち

【施策の方向のポイント】

地域における犯罪被害の防止のため、防犯教室の開催や自治（町）会による自主的な防犯活動が行われてきましたが、空き巣やひったくりなどの身近な犯罪や、振り込め詐欺や悪質な訪問販売等の被害は多発しています。このような犯罪の被害を未然に防ぐために、啓発活動や相談体制の充実、消費者保護の取組などの各種防犯対策を引き続き実施することにより、地域住民の防犯意識を向上させるとともに、犯罪発生の抑止を目指します。

公園や緑地などの都市空間は、憩いの場や交流の場として地域住民に親しまれてきました。今後はこれらの機能に加え、防災拠点としてのあり方も期待されるため、着実な整備を進めます。

【役割分担】

自 助

- ・ 犯罪の起こりにくい地域をつくるために、日頃から近所同士や子どもたちと積極的に声をかけ合う。
- ・ 電話や訪問等による勧誘等で、少しでもおかしいと思うことがあった時は、家族や公的機関等に相談する。

互助・共助

- ・ 防犯パトロール等を行うグループ活動に取り組む。
- ・ 自治（町）会や民生委員、社会福祉協議会等が協力し、防災や防犯の勉強会、話し合いを行う。
- ・ 詐欺や悪質商法に関して回覧板等を活用して住民の注意を喚起する。

公 助

- ・ 防犯灯や避難場所の案内板等、安心・安全な生活に直結する設備を整備する。
- ・ 防犯情報の周知を図り、防犯に対する市民の意識を啓発する。
- ・ 「防犯パトロール」等、市民の防犯活動を支援する。
- ・ 消費者の被害を未然に防ぐための啓発活動の実施や、被害に遭った後の解決に向けた相談体制の充実を図る。
- ・ 都市公園の再整備を進める。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市防犯まちづくり基本計画	○防犯に関する講演会等の開催 ○青色防犯パトロール活動団体への支援 ○防犯に関する相談窓口の提供

施策の方向 10 道路・歩道のバリアフリー化

【施策の方向のポイント】

誰もが地域で安心して楽しく暮らすためには、日常生活の中で外出の制約を受けることのないよう、誰にとっても利用しやすい道路・歩道や公共施設等の整備を進める必要があります。

道路・歩道をはじめとする公共施設や交通機関等のバリアフリー化を進め、高齢者や身体障害者、乳幼児連れの保護者等が安心して安全に外出できる環境整備に努めます。

【役割分担】

自 助

- ・自分の住む地域の道路・歩道について高齢者や障害者、乳幼児連れの保護者等の気持ちに立って考える。
- ・行政や地域が開催するバリアフリー学習の場に積極的に参加する。
- ・身近なところで通行障害がある場合は行政に相談する。
- ・違法や迷惑となる駐車・駐輪をしない。

互助・共助

- ・地域の中にあるバリアフリーニーズを把握する。
- ・ボランティアによる道路の清掃や放置自転車等の整理など通行障害の解消を図る。
- ・事業者による駐車場・駐輪場の整備を進める。

公 助

- ・道路・歩道の整備を行う。
- ・放置自転車等の通行障害を排除する。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市交通バリアフリー基本構想	○人にやさしい道づくり重点地区整備事業
市川市総合交通計画	○公共交通バリアフリー化の促進 ○放置自転車対策の推進

施策の方向 11 住環境の整備

【施策の方向のポイント】

高齢者や障害者向けの住まいとして、加齢や障害といった一人ひとりの身体状況に応じて暮らしやすい構造で、介護者の負担が軽減されるような住宅が必要です。慣れ親しんだ住宅（地域）でいつまでも安心して住み続けられるよう、手すりの取付け工事や段差解消等、住宅改修に要する費用の一部を助成するなど、住環境の整備を図ります。

【役割分担】

自 助

- ・自分の住む住宅について高齢者や障害者になったときのことを意識する。
- ・行政や地域が開催するバリアフリーに関する学習の場に積極的に参加する。
- ・家具転倒防止器具を取り付ける。
- ・火災予防条例で義務づけられた火災警報器等を設置する。

互助・共助

- ・高齢者や障害者向け住宅について地域住民の理解を深める。
- ・バリアフリー相談を実施する。
- ・事業者はバリアフリーの情報を提供し、相談に応じるように努める。

公 助

- ・住宅の改造等に係る資金の助成等についての情報提供をする。
- ・高齢者や障害者向け住宅の入居支援に努める。
- ・住宅改修事業者の情報を提供する。
- ・家具転倒防止器具等取付費等の補助を行う。
- ・火災等の災害から高齢者等の身を守るために警報器の普及に努める。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	12. 住宅改修費の助成事業 〔介護福祉課、障害者支援課〕						
事業概要	高齢者・障害者の身体状況に対応した住宅改修に要する費用に対し、助成金を交付します。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
申請件数	1,217	1,220	1,230	1,240	1,250	1,260	1,270

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市住生活基本計画	○あんしん住宅助成（バリアフリー改修） ○リフォーム相談窓口開設
市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○高齢者民間賃貸住宅あっせん制度 ○特別養護老人ホーム等の福祉施設の確保

施策の方向 12 介護予防・健康づくりの支援

【施策の方向のポイント】

住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らし続けるためには、市民一人ひとりが自らの健康づくりの重要性について認識し、健康寿命を延伸するために活動を実践することが必要です。本市は、健康増進に関する教室等の開催や健康相談等の充実により、市民の健康づくりの意識をさらに高め、健康維持や体力向上を図ります。また、利用しやすい教室等の日時・場所の検討及び関連部署との連携を進め、広報啓発を強化します。

一方、社会情勢の変動等の影響により、うつ病等の心の病に悩む人々や、貴重な命を自ら絶つ人も少なくありません。身体の変調の早期発見・早期対応のための相談体制の強化や、命の大切さについての意識を高めるための取組を推進します。

【役割分担】

自 助

- ・自らが健康意識をもつ。
- ・三食規則正しい生活を心がける。
- ・適度な運動で体を動かす。
- ・十分な睡眠をとる。
- ・趣味や楽しみを持つ。
- ・日頃から地域行事などの社会参加を心がける。
- ・健康教室や介護予防教室に参加する。
- ・かかりつけ医を持つ。
- ・自分自身がかけがえのない存在であるという意識をもつ。
- ・悩みごとを相談するという意識をもつ。

互助・共助

- ・地域で健康教室や介護予防教室を開催する。
- ・地域の施設における受動喫煙の防止に努める。
- ・地域住民を対象としたヘルスケア・デンタルケアイベントを開催する。

公助

- ・介護予防活動の重要性を周知する。
- ・地域住民が主体となって行う介護予防活動（市川みんな体操など）を支援する。
- ・イベント等で健康意識の啓発を実施する。
- ・悩みごとに対する相談体制を整備する。
- ・スポーツ等、体を動かす場所を確保する。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市健康増進計画 健康いちかわ21	○健康マイレージ事業 ○健康スポーツ教室事業
市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○介護予防普及啓発事業 ○地域介護予防活動支援事業
第3次いちかわハートフルプラン	○障害者スポーツ事業
市川市子ども・子育て支援事業計画	○母子訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業） ○4か月赤ちゃん講座 ○利用者支援事業（母子保健型）

施策の方向 13 就労と社会的自立の支援

【施策の方向のポイント】

地域で暮らす住民一人ひとりが生きがいをもって、自立した生活を送るためには、それぞれの希望に応じて就労できる環境づくりが必要です。就労のための相談や、高齢者、障害者、ひとり親の就業機会の拡大に向けた取組等により、就労支援を行います。

また、高齢者、障害者、ひとり親家庭で生活に困難を抱えている人や生活困窮者に対し、社会的に自立できるよう支援します。

【役割分担】

自 助

- ・仕事を通じた生きがいづくりを進める。
- ・地域や社会への貢献意識をもつ。
- ・就労意欲をもち、自立できるよう努める。

互助・共助

- ・身近な就業情報を発信する。
- ・事業者は法律を遵守して、高齢者や障害者等の就労を支援する。
- ・高齢者・障害者を雇用している事業者・事業所を応援する。
- ・生活に困難を抱えている人やその家族を地域で見守り支え合い、必要に応じて行政と連携する。

公 助

- ・就労相談を実施する。
- ・企業と連携し、高齢者・障害者・ひとり親の就業機会を斡旋する。
- ・高齢者・障害者・ひとり親を対象とした職業訓練の場を提供する。
- ・事業者の高齢者・障害者雇用を促進する。
- ・住民一人ひとりが地域で自立した生活ができるように支援する。
- ・生活困窮者が自立した生活を実現できるように支援する。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	13. 生活困窮者自立支援 〔生活支援課〕						
事業概要	生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の相談窓口「市川市生活サポートセンターそら」において、自立した生活の実現に向けた各種支援、関係機関の紹介、情報提供などを行います。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
自立相談支援事業における新規相談受理件数	448	450	460	470	480	490	500

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○シルバー人材センター事業
第3次いちかわハートフルプラン	○優先調達推進事業 ○就労支援に関わる研修 ○チャレンジドオフィスいちかわ ○雇用促進事業（障害者就労支援）
市川市子ども・子育て支援事業計画	○ひとり親相談事業 ○ひとり親家庭自立支援事業

コラム 生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援法の施行を受け、平成27年度から始まった制度です。

社会情勢が変化する中で、これまで支援が十分ではなかった生活保護受給者以外で生活に困窮されている方への支援(第2のセーフティネット)を強化する趣旨のものです。

本市では、南八幡仮設庁舎1階に相談窓口「市川市生活サポートセンターそら」を設置し、以下の支援を行っています。

事業名	概要
自立相談支援事業	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなる者及びそのおそれのある者(生活困窮者)に対し、生活保護に至る前の段階で困窮状態から早期自立できるよう、包括的・継続的な支援を行う。
住居確保給付金	離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者または喪失するおそれのある者を対象として住宅費を支給するとともに、就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。
就労準備支援事業	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事する準備として、基礎能力の形成を目的とした日常生活自立、社会生活自立、就労自立に関する支援までを計画的かつ一貫して行う。
一時生活支援事業	住居がない者及び日常生活を営むための物資が必要な者を対象として「宿泊場所の供与」「衣服や食料等の貸与・供与」「生活安定後における適切な支援機関への繋ぎ」「一般就労への結びつけ」等のサポートを行うことで自立した生活の再建を図る。
家計相談支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務管理に関する支援、貸付のあっせん等、家計支援計画の作成に基づき総合的に支援を実施し、また、相談者の家計管理意欲を引き出す取組を行う。

施策の方向 14 生涯学習環境の充実

【施策の方向のポイント】

地域で暮らす住民一人ひとりが、生涯にわたって、多様な人と交流し、心豊かに健康で充実した生活を送ることができるよう、文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動などを通じて生きがいを持つことができる環境の充実を図ります。

【役割分担】

自 助

- ・各種講座など生涯学習の場に積極的に参加する。
- ・自分の知識や経験を地域で生かす。

互助・共助

- ・生涯学習に関する情報発信や PR 活動を行う。
- ・シニア世代などを対象に、呼びかけ、生涯学習活動への参加を促す。

公 助

- ・生涯学習に関する情報提供を行うとともに、気軽に活動へ参加できる環境を整備する。
- ・シニアカレッジ等の各種講座・イベントの開催など、生涯学習の活動の場の充実を図り、生きがいづくりを支援する。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市生涯学習推進計画	○いちかわ市民アカデミー講座事業 ○公民館主催講座活動事業
市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	○生きがい事業 ○シニアカレッジ教養講座
第3次いちかわハートフルプラン	○市主催講座・講演等における合理的配慮の推進 ○図書館の障害者資料製作・収集事業 ○障害者文化講座

施策の方向 15 移動の自由の確保

【施策の方向のポイント】

地域には、加齢や障害によって移動が困難となり、社会生活や地域での交流が阻害されている人がいます。高齢者や障害者等、自身での移動が困難な人の移動を支援し、地域で自分らしく生き、社会参加の機会を確保することが必要です。移動困難者の移動を支援するための福祉有償運送事業の普及促進を図ることにより、移動の自由を確保します。

【役割分担】

自 助

- ・ 高齢者・障害者の移動に協力する。
- ・ 気軽に移動の手助けを頼めるような人間関係を構築する。

互助・共助

- ・ 地域の高齢者・障害者の移送ニーズを把握し、移動困難者の状況を理解する。
- ・ NPO・ボランティア団体・福祉事業者等による移送サービス*の立ち上げをさらに検討する。

公 助

- ・ 福祉有償運送事業の普及促進を図る。
- ・ 高齢者や障害者の移動支援に関する事業の周知を図る。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	14. 移動サービスの支援事業 〔福祉政策課〕						
事業概要	高齢者や障害者等の「移動困難者」が自由に外出できるよう、移動サービス事業者の増加に向けた支援や地域で移動サービスが利用できるような支援を行います。						
数値目標等	現状 (29年度)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
福祉有償運送運 営事業者数	7	8	9	10	11	12	13

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
第3次いちかわハートフルプラン	○福祉タクシー事業

施策の方向 16 地域福祉に対する意識の啓発

【施策の方向のポイント】

「だれもが安心して暮らし続けることができる地域づくり」という考え方は、制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民自らが福祉に参画することによって実現されます。そのためには、子どもたちを含めた市民一人ひとりが地域福祉に関心をもち、地域の課題を自分の課題として考えることが必要です。また、地域に暮らすさまざまな立場の人について、あらゆる偏見や差別をなくし、理解・尊重することが必要です。本市は、地域福祉に対する市民一人ひとりの意識を高めるための取組を推進します。

【役割分担】

自 助

- ・ イベントに参加する等福祉に対して興味・関心をもつ。
- ・ 自らのもつ知識・技術を活用し、地域に貢献する役割を認識する。
- ・ 高齢者や障害者など、支援を必要としている人に対する理解を深める。

互助・共助

- ・ 地域住民を対象に福祉学習の機会を設ける。
- ・ 地域の中でリーダーとなる人材の発掘・育成に努める。
- ・ 地域の既存の団体の地域福祉に対する意識向上に取り組む。
- ・ 地域のイベントで車椅子や目隠し歩行の体験を通じて福祉の重要性を啓発する。

公 助

- ・ 地域福祉に対する啓発を行う。
- ・ 福祉に関する学習会を定期的を開催し、啓発に努める。
- ・ 施設の見学、体験を通じて啓発に努める。
- ・ 子どもたちの思いやりの心を育むなど、学校の教育活動全体を通じて、心の教育を行う。
- ・ 総合的な学習の時間等を活用した福祉に関する教育に取り組むなど、学校における福祉教育を行う。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	15. 地域福祉の啓発 〔福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課〕
事業概要	誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていく地域社会づくりをさらに進めるため、地域ケアシステムの認知度向上に努めるとともに、その背景や必要性について、市公式 web サイト・広報誌・ワークショップ等により、市民一人ひとりの意識啓発に取り組みます。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
第3次いちかわハートフルプラン	○障害に関する理解啓発事業

コラム 福祉教育

市民一人ひとりが地域福祉に関心をもち、地域の課題を自分の課題として考えるようにするためには、次代を担う子どもたちが、思いやりの心を育て、助けあいと連携の意識を培えるよう、福祉教育を行っていくことが求められています。

本市では、県と市の福祉教育推進校の指定により、千葉県社会福祉協議会・市川市社会福祉協議会・千葉県教育委員会・市川市教育委員会が協力し、学校における福祉教育を支援しています。また、各学校では、総合的な学習の時間等を通して、それぞれの特色を生かした福祉教育も行われています。

【各学校における取組例】

- ・ 地域の高齢者との交流（昔遊び・戦争体験のお話等）
- ・ 保育実習（中学生が保育園や幼稚園で読み聞かせ等の活動を行う）
- ・ 福祉体験学習（車椅子・視覚障害・知的障害・高齢者の体験等）
- ・ 地域の介護福祉士をゲストティーチャーに招いての講話
- ・ デイサービスセンター等における交流

また、今後は、学校と地域の連携を推進していくことにより、地域と連携した福祉教育が円滑に行われる環境づくりに取り組んでいきます（54・56ページ参照）。

施策の方向 17 地域活動の担い手の確保と育成

【施策の方向のポイント】

地域福祉の推進にあたっては、活動に取り組む担い手の確保が不可欠であり、各地域の共通の課題としても担い手の確保や育成が挙げられています。地域活動に関心をもっている人が容易に参加できる仕組みを構築するなど、地域福祉活動の活性化を進めるため地域活動の担い手の確保及び育成に向けて取り組みます。

【役割分担】

自 助

- ・ 市民一人ひとりが地域に貢献する役割を担っていることを認識する。
- ・ 愛着のもてる地域づくり・まちづくりに努める。

互助・共助

- ・ 地域で実践している活動を広く地域住民に周知するとともに、積極的な参加を呼びかける。
- ・ 地域ケアシステムの相談員に対し、適切な研修を実施する。

公 助

- ・ 地域活動の担い手を育成し、福祉関係部門で情報を共有し、活用する。
- ・ 新たな担い手の育成とともに、モチベーションを維持するため方策も検討する。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	16. 地域活動の担い手養成研修 〔地域支えあい課〕						
事業概要	コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）と連携し、生活支援サービスの提供主体として期待されるボランティア等の地域活動の担い手を養成するための研修を実施します。また、研修修了者への地域活動の担い手としての登録の意向確認、関係団体への情報提供など、実際の地域福祉活動につなげる仕組みづくりを行います。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
研修受講者数	—	100	100	100	100	100	100

事業名 〔所管課〕	17. 相談員育成の支援（地域ケアシステム推進事業） 〔地域支えあい課〕						
事業概要	地域ケアシステムの相談員としての意識、情報力、スキルアップに向けての取組が相談員間や地区間で偏りが生じないように、また、相談員相互の交流の場を確保できるよう、総合的な研修会等の企画・実施を支援します。						

施策の方向 18 地域資源の有効活用

【施策の方向のポイント】

地域における福祉コミュニティを活発にするためには、住民が気軽に集まり、交流することのできる場が必要です。また、地域におけるサークル活動や生涯学習ニーズの高まりに対応することが求められています。これらの取組に対応できる地域の活動拠点等を充実することにより、地域活動の活性化を図り、交流の場としても活用します。

【役割分担】

自 助

- ・地域で過ごす時間を設けるよう工夫する。
- ・地域や行政が開催するイベントへ積極的に参加する。
- ・地域におけるサークル活動や講演会に積極的に参加する。
- ・地域の活動拠点について認識する。

互助・共助

- ・地域住民に愛される地域づくり・まちづくりに努める。
- ・地域にある施設・空き部屋・空き店舗の活用や出前講座等によって住民が参加しやすい楽しい場づくりを進める。
- ・地域ケアシステムの相談員のスキルアップを図り、地域に周知する。
- ・気軽に参加できる身近な場所でふれあい・いきいきサロン、子育てサロン等の充実に努める。
- ・拠点に関する地域情報の提供・提案を行う。
- ・地域の伝統文化を尊重し、継承に努める。

公助

- ・市民が参加しやすい楽しい場づくりを行う。
- ・市民参加のまちづくり活動を推進する。
- ・地域文化の振興や伝統文化の伝承の支援を行う。
- ・市民にとって魅力ある公共施設になるよう努める。
- ・学校・公民館等の公共施設の活用に向けて、状況把握・情報提供・検討依頼を計画的に進める。
- ・地域の情報や提案について検討・支援する。
- ・地域の活動拠点についての情報を提供する。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	18. 地域活動応援制度の創設・実施 〔福祉政策課、地域支えあい課〕						
事業概要	地域貢献・地域交流の一環として地域活動の場を定期的に提供する民間団体（社会福祉法人、民間企業等）を募集します。また、提供された場に関する情報を、近隣の地区社会福祉協議会等に提供することにより、地域福祉活動の活性化を支援します。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
提供施設数	—	5	10	15	17	19	20

事業名 〔所管課〕	19. 地域活動拠点の整備（地域ケアシステム推進事業） 〔地域支えあい課〕						
事業概要	地域住民が安心して地域活動が行えるよう、適正な活動拠点の環境整備に努めます。						

事業名 〔所管課〕	20. 団地集会所の開放 〔市営住宅課〕
事業概要	団地集会所を団地住民だけでなく、公益に資する活動を行っている団体（自治会等）にも開放して、さまざまな活動ができるようにします。

事業名 〔所管課〕	21. 地域資源のネットワークづくり（地域ケアシステム） 〔地域支えあい課〕
事業概要	地域ケアシステム推進連絡会等に期待されているプラットフォーム化の機能を活かし、さまざまな地域福祉活動に関わる人材・施設・情報等の福祉資源のネットワークづくりに努めます。

***コラム* プラットフォームとは**

プラットフォームとは、一般的には駅で人が自由に乗り降りする場所のことを指しますが、ここでは関係者が自由に出たり、入ったりして検討・連携していく場を意味しています。

例えば、地域の生活課題や福祉課題を解決するためには、その課題に関係する住民や団体、機関等が集まり（乗る）、解決策を検討することになります。解決が難しい場合、さらに集まる関係者の輪を広げていく（乗る）ことも必要になり、解決につながった場合は出ていく（降りる）ことになります。また新たな課題が生じたときは、その課題の解決に必要な関係者が集まり（乗る）、検討を行うことになります。

施策の方向 19 情報共有・管理の充実

【施策の方向のポイント】

効果的に地域活動を推進するためには、地域で活動するさまざまな人や団体と行政との間の情報交換や情報共有が欠かせません。しかし、個人情報保護に関する過剰反応の影響でひとり暮らしの高齢者や要配慮者*の把握が困難になっています。地域住民や地域の福祉関係者等に対して個人情報保護法制の趣旨と情報の共有化の必要性を周知する必要があります。

また、地域のボランティア・市民活動団体の活動情報を共有し、情報を必要とする人が必要なときに得られる仕組みをつくる必要があります。

ひとり暮らしの高齢者や要配慮者に関わる情報把握・共有化を円滑に実施し、それらの情報を地域活動組織・団体と行政が適切に共有できる仕組みをつくっていきます。

【役割分担】

自 助

- ・地域活動の推進のために意義のある情報を提供する。
- ・個人情報保護の重要性についての認識をもつ。

互助・共助

- ・地域活動に関わる個人情報の取扱いについて、当事者を含めて一定のルール化を図る。
- ・小域福祉圏における地区ごとの活動情報が共有できる仕組みづくりを行う。

公 助

- ・地域活動の担い手・団体と必要な情報を共有する。
- ・地域活動を担う人々を対象とした個人情報の取扱いに関するリーフレットを作成する。
- ・要配慮者等の個人情報の保護と情報の共有化の意義について啓発する。

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	22. 個人情報適正活用支援 〔地域支えあい課〕						
事業概要	地域活動を行うにあたっての個人情報の収集・管理の留意点等をわかりやすく記載したリーフレットを作成し、地域活動の担い手に配布します。これにより、地域活動の担い手が、個人情報を適切に管理しつつ、適正に活用することができるよう支援します。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
リーフレットの 作成等	—	作成	配布	見直し	見直し 以降の 対応	見直し 以降の 対応	見直し 以降の 対応

コラム「我が事・丸ごと」の地域福祉を推進するための主な事業

第1章第1節「計画策定の背景」でも記載しましたが、全国的な地域福祉に関わる背景として、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」が求められています。

本市においては、平成13年度から開始している地域ケアシステムが、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画して、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる基盤となっており、これまで先進的な取組を行ってきたといえます。

第4期計画期間においては、引き続き地域ケアシステムを中心に据えながら、下表に記載する事業・仕組みを効果的に実施・運用し、相互に連携を図ることにより、本市の「我が事・丸ごと」の地域福祉を推進していきます。

「我が事・丸ごと」の構成要素	対応する主な事業・仕組み (掲載ページ)	備考
地域住民の「我が事」の意識醸成	地域福祉の啓発 (75ページ)	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが役割を持ち、支え合う地域社会づくりの必要性等に関する意識啓発 地域ケアシステムの認知度向上に努め、活動を浸透させていく
地域住民の支え合いの促進	地域ケアシステム 〔サロン活動・地区社会福祉協議会の行事等〕 (54・55ページ)	<ul style="list-style-type: none"> 人と人がつながり、支え合う関係を作る
	地域活動の担い手養成研修 (77ページ)	<ul style="list-style-type: none"> 支え合うための人材の育成 人材を地域福祉活動につなげる仕組みづくりも行う
	地域活動応援制度の創設・実施 (79ページ)	<ul style="list-style-type: none"> 支え合うための場の充実 場に関する情報を地区社会福祉協議会等に提供
地域住民による地域課題の検討 地域住民や地域団体のつながり	地域ケアシステム 〔地域ケアシステム推進連絡会〕 (84ページ)	<ul style="list-style-type: none"> プラットフォームの機能(80ページ参照)を活かして、様々な地域住民や地域福祉関係者が地域の課題を検討
分野を超えた包括的な相談体制の整備	地域ケアシステム 〔活動拠点での相談等〕 (55ページ)	<ul style="list-style-type: none"> 身近な相談の場
	相談支援体制の整備 (46ページ)	<ul style="list-style-type: none"> 行政窓口の包括化・総合化のための連携強化